

糸満市地域観光交通運行業務仕様書

1 業務概要

- (1) 業 務 名 糸満市地域観光交通運行業務
- (2) 委託場所 糸満市全域
- (3) 契約期間 契約締結日～令和 1 3 年 9 月 3 0 日

2 業務目的

いとちゃん mini は、平成 27 年度に実証実験として運行をスタートし、平成 28 年度までは実証実験、平成 30 年度から試験運行、令和 3 年度より本格運行を実施。

現在では、市民の認知度は向上し、市内の公共交通空白地帯の生活交通手段としてなくてはならないものとして定着した。

以上から、地域住民や来訪者の移動手段の確保を目的として、糸満市地域観光交通運行業務の本格運行の継続実施にあたり、遂行能力のある運行業者を選定する。

3 業務内容

(1) 運行業務

① 計画概要

ア. いとちゃん mini デマンド

項 目	概要
運行期間	令和8年10月1日～令和 1 3 年 9 月 3 0 日
運行形態	デマンド区域運行(指定乗降所・出発時間が定められている)
運行区域	糸満市全域
運行時間	7:00～19:00
台数	3 台 ※ただし、7:00～9:00 は 2 台運行。もう 1 台は、いとちゃん mini 国吉線の運行対応(7:00～9:00)を行い、終了後、9:00～19:00 はデマンド運行を行う。
バス停数	計 161 箇所 ※令和 8 年 7 月 31 日現在
予約受付時間	【電話受付】8:30～16:45 【インターネット受付】午前 2 時～午後 10 時
予約締切時間	乗車希望時間の 15 分前迄
運 賃	【基本運賃】3km まで 300 円、3～6km まで 400 円、6km 以上 500 円 ※上記はバス停間の直線距離による大人運賃 【割引運賃】小人(小～中学生)・免許返納者・障がい者は半額 【回数券】3,000 円分回数券 (300 円×12 枚)・1,000 円分回数券 (100 円×12 枚) ・ 500 円分回数券 (50 円×12 枚)
使用車両	大型ワゴン(乗車定員 10 名 3 台、予備車 1 台による運行)

※契約期間中、糸満市地域公共交通協議会の審議事項に基づく計画内容変更の可能性がある

イ. いとちゃん mini 国吉線

項 目	概 要			
運行期間	令和8年10月1日～令和 1 3 年 9 月 3 0 日			
運行形態	定期運行(指定乗降所・出発時間が定められている)			
運 賃	【基本運賃】一律 160 円 【割引運賃】小人(小～中学生)・免許返納者・障がい者は半額 【回数券】800 円分回数券(80 円×12 枚)			
運行車両	大型ワゴン(乗車定員 10 名 1 台、予備車 1 台による運行)			
ダイヤ	平日のみ運行			
		バス停名称	第 1 便	第 2 便
	1	糸満バスターミナル	7:10	7:45
	2	糸満市役所入口	7:11	7:46
	3	糸満市場入口	7:12	7:47
	4	糸満ロータリー	7:13	7:48
	5	糸満市場前	7:14	7:49
	6	双子橋	7:15	7:50
	7	糸満郵便局前	7:16	7:51
	8	真栄里入口	7:18	7:53
	9	クール	7:20	7:54
	10	真栄里	7:21	7:55
	11	田原入口	7:22	7:56
	12	国吉	7:24	7:57
	13	県営新垣団地入口	7:26	7:59
	14	高嶺小学校前	7:27	8:00
	15	大里	7:28	8:01
	16	高嶺入口	7:32	8:04
	17	照屋入口	7:33	8:05
	18	照屋	7:34	8:06
	19	糸満小学校前	7:35	8:08
	20	新島	7:36	8:09
	21	糸満ロータリー	7:37	8:10
	22	糸満市場入口	7:38	8:11
	23	糸満市役所入口	7:39	8:12
	24	糸満バスターミナル	7:40	8:13

※契約期間中、糸満市地域公共交通協議会の審議事項に基づく計画内容変更の可能性がある。

② 車両について

- ア. 車両に付随する消耗品、備品を適正に管理すること。
- イ. 道路運送車両法第 47 条、第 47 条の 2 及び第 48 条の規定に基づく車両の点検及び清掃など車両の適正な維持管理や安全点検に努めること。
- ウ. 車両については、受託者の車庫等で保管するものとする。
- エ. 車検・事故等により車両が使用できない場合、空白時間をつくらぬよう努めること。

③ 損害賠償について

- ア. 運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償については、受託者がその責めを負うものとする。
- イ. 運行車両の自動車損害賠償責任保険、自動車任意保険、その他必要な保険などについては、受託者が加入するものとする。

④ その他の運行体制に関すること

- ア. 運行管理責任者は、乗務員及び運行管理業務にかかるものを監督し、運転前後のアルコールチェックも含めて、常に適正な運行管理に努めること。
- イ. 運行管理責任者は、業務を執行するにあたり交通安全に万全を期し、従事者に交通安全教育を徹底する。
- ウ. 運転中に事故が発生した場合は、運行管理責任者は直ちに事故調査をし、糸満市へ事故の詳細を報告するとともに、速やかに事故処理の対応をすること。なお、故障並びに苦情等についても同様とする。
- エ. 受託者は、利用者からの乗車方法、運賃、乗降所位置などの受託事業にかかる問い合わせに対し、誠意をもって対応すること。
- オ. 予約センターが稼働していない時間帯の運行についても支障なく行うように努めること。
- カ. 受託者は、バス停の維持・管理を行うこと。台風等災害時の対策も行う。
- キ. 天災その他やむを得ない事由により運行の変更又は中止をする場合は、速やかに糸満市に報告すること。

(2) 予約受付業務

以下に示す予約センターを運営・管理し、デマンド運行の予約受付業務等を行う。なお、予約受付業務を再委託することは可能。

① 電話オペレーターの配置

- ア. 受付時間：8:30～16:45
- イ. なお、利用者 1 件に対する電話対応時間は以下の表を参考とすること。

利用者属性	1 件あたりの 対応時間目安	対応内容	備考
新規の利用者 (市内在住)	3 分～5 分	・利用者登録 (氏名や住所、電話番号等)	※利用者によっては、5 分以上の対応を要する可能性有

		・利用方法説明 ・乗車希望時間を伺う ・配車可能時間の提案 ・配車手配	
二回目以降の利用者 (市内在住)	2分～3分	・乗車希望時間を伺う ・配車可能時間の提案 ・配車手配	〃
観光客	3分～5分	・市内観光地等の問合せ対応 ・乗車希望時間を伺う ・配車可能時間の提案 ・配車手配	〃

② 設備及び運営

- ア. 予約受付・運行管理システム(クラウド型)及び車載器は糸満市より指定した製品を使用する。
- イ. その他、予約センターの運営に必要な電話回線、インターネット回線、パソコン、人員等は受託者側で調達するものとする。
- ウ. 運行時間に沿うよう予約受付体制を整え、受付業務を遂行すること。
- エ. 受託者は、利用者からの乗車方法、運賃、乗降所位置などの受託事業にかかる問い合わせに対し、誠意をもって対応すること。

(3) 利用実態調査業務

① 利用履歴集計作業

予約受付・運行管理システム(クラウド型)の履歴情報を基に、各種集計等を行い、利用実態調査を行う。

② アンケート調査

利用者に対し、利用目的や満足度等に関する車内アンケート調査を実施し、利用実態調査を行う。

- 車内アンケート用紙作成部数 100部／年

③ 調査結果分析

上記①及び②で得られた結果をもとに、調査結果を集計・分析する。集計項目については糸満市と協議の上、決定する。(令和8年度第1回糸満市地域公共交通会議資料2「糸満市地域観光交通試験運行の報告」における内容を基本とする)

(4) 報告

- ① 受託者は、業務日誌(乗務員・利用者数・運賃収入・遅延状況等を記載したもの)予約受付台帳(予約件数・利用者数・お断り件数等の受付状況を記載したもの)を作成・保管し、1か月毎にまとめた月報を作成し、月締め翌月15日迄(土日祝日にあたる場合は翌開庁日迄)に糸満市に提出すること。

- ② 利用者からの苦情等が発生した場合は、誠意を持って対応し、毎月提出する運行日誌と併せて糸満市へ報告すること。
- ③ 糸満市が求めた際には、運行実態が確認できる関係書類を速やかに提示すること。

4 収入・経費・補助金について

(1) 収入について

- ① 収入については、経費の補てんに充てる。（委託費＝経費－収入）
- ② 本プロポーザルにおいては収入を計上しない。

(2) 経費について

以下を見積に計上する ※5年間の総額を見積もること

- ① 人件費
- ② 燃料費
- ③ 運行車両の修繕、点検、保管費
- ④ システムサーバ利用料
- ⑤ 回数券印刷費
- ⑥ その他運行業務の遂行に必要な一切の経費
※当初予定する運行日数が減じた場合は、日数に応じて委託金額から減じることがある。
- ⑦ 運行事業者が変わる場合、引き継ぎに係る諸費用は新規事業者が負担すること。

5 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとし、年度毎に成果品を糸満市へ提出すること

- (1) 報告書 1部
- (2) 本業務内容に係る電子データ 1式

6 その他留意事項

- (1) 契約期間中、糸満市地域公共交通協議会の審議事項に基づく費用増減の可能性がある。
- (2) 契約に定めのない事項及び契約に変更または疑義が生じた場合は、糸満市と受託者の双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

7 再委託事業者との個人情報の取り扱いについて

受託者は、再委託事業者との契約を予定する場合、別紙の個人情報取扱特記事項を双方が同意できるよう契約書に組み入れること。